

# 佐賀県主要農作物奨励品種選定委員会

日時：令和7年1月29日（水）10:00～

場所：ホテルマリターレ創世 4階 ヨーロペ

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### （1）水稻有望品種の奨励品種への採用について

- ・水稻品種「ひなたまる」

### （2）大麦・大豆有望品種の認定品種への採用について

- ・大麦品種「しらゆり二条」
- ・大豆品種「佐大H01号」

### （3）水稻品種の奨励品種から認定品種への変更について

- ・水稻品種「ヒノヒカリ」

### （4）水稻・大麦・裸麦品種の奨励品種及び認定品種からの廃止について

- ・水稻品種「たんぼの夢」、「ヒデコモチ」
- ・大麦品種「煌二条」
- ・裸麦品種「イチバンボン」

## 4 報告事項

- ・今後の有望系統について

## 5 閉会

## 佐賀県主要農作物奨励品種選定委員会 委員名簿

令和7年1月29日

役 職	氏 名	所 属	出 欠
会長		※委員の互選によって定める	
副会長		※委員の互選によって定める	
委員	渡邊 啓史	佐賀大学農学部准教授	○
〃	今井 里佳	西九州大学健康栄養学部講師	○
〃	手島 健次郎	佐賀県農業士会農産部会長	欠席
〃	下村 啓子	佐賀県農業士会理事	○
〃	服巻 玉美	佐賀県農山漁村女性グループ協議会長	○
〃	田中 幸恵	県内農業者（有限会社田中農場取締役）	○
〃	長尾 美希	県内農業者	○
〃	山口 伸治	佐賀県農業協同組合農産部長	○
〃	橋本 久男	佐賀県食糧集荷加工協同組合参事	○
〃	角田 政典	佐賀県食糧株式会社取締役米穀部部长	○
〃	岩本 裕実	理研農産化工株式会社 業務部係長	欠席
〃	堀 繁喜	キリンビール株式会社福岡工場醸造エネルギー担当部長	○
〃	松尾 健悟	佐賀県精麦工業協同組合理事長	欠席
〃	岡田 和彦	株式会社森光商店食糧事業部 仕入課専任課長	○
〃	橋本 由美子	はしや代表、外食産業コンサルティング さが農村ビジネスサポートセンタープランナー	○

任期：令和7年1月29日～令和9年1月28日

佐賀県の主要農作物（水稲・麦類・大豆）奨励品種の現状

区分	品種名		採用年次	育成地	備考	品種数	R6年度作付実績 (ha) 注)	面積割合 (%)	
水稲	うるち	極早生	コシヒカリ	昭和37年	福井農試	15	1,520	6.8	
			※つや姫	平成31年	山形農試		48	0.2	
			※にじのきらめき	令和3年	北陸農試		78	0.3	
		早生	さかの華	平成10年	佐賀農試		酒造好適米	50	0.2
			夢しずく	平成12年	佐賀農試			5,550	24.8
			※さがうらら	平成31年	佐賀農試		(飼料用米)	132	—
		中生	ヒノヒカリ	平成元年	宮崎農試			3,140	14.0
			たんぼの夢	平成16年	佐賀農試			240	1.1
			さがびより	平成21年	佐賀農試			6,760	30.2
	山田錦		平成31年	兵庫農試	酒造好適米		87	0.4	
	晩生	※天使の詩	平成15年	佐賀農試			83	0.4	
		レイホウ	昭和45年	九州農試	酒造好適米・(飼料用米)		10・(170)	—	
		※西海134号	昭和46年	九州農試	酒造好適米		4	0.0	
	もち	極早生	※ヒデコモチ	昭和59年	東北農試			25	0.1
		晩生	ヒヨクモチ	昭和46年	九州農試			4,540	20.3
麦類	小麦	早生	シロガネコムギ	昭和51年	九州農試	9	7,000	58.8	
			チクゴイズミ	平成7年	九州農試		2,900	24.4	
			はる風ふわり	令和3年	九州農試		1,250	10.5	
			※さちかおり	令和3年	九州農試		430	3.6	
			※ミナミノカオリ	平成31年	九州農試		290	2.4	
	二条大麦	早生	サチホゴールド	平成21年	栃木農試		ビール・焼酎等の原料	4,770	47.2
			はるか二条	平成31年	九州農試		焼酎等の原料	5,140	50.9
			※煌二条	平成31年	九州農試		焼酎等の原料	16	0.2
	裸麦	早生	※イチバンボン	平成13年	四国農試		味噌等の原料	20	13.8
	大豆	晩の早	フクユタカ	昭和55年	九州農試		1	7,110	97.8

※は認定品種

注) R6年産の作付面積は、市町報告の暫定値。

「奨励品種」とは、

○奨励品種とは、県内に広く普及すべき主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の優良な品種のことをいい、県が決定することになっています。

○この奨励品種の決定に際して、県は、奨励品種選定委員会を開催し、その意見を聴くこととしています。

○「奨励品種」に採用された主要農作物については、佐賀県主要農作物種子生産基本要領により、県が種子生産に係る取組を行うこととしています。

○他方、「認定品種」とは、広義では「奨励品種」の一種となりますが、県内に広く普及する奨励品種とは異なり、地域の環境条件や特定の需要に応じ、栽培が必要と認められる品種で、他に適当な代替品種がないものをいいます。これも奨励品種の一種ということで、県が種子生産に係る取組を行うこととしています。

## 佐賀県主要農作物種子生産基本要領

制定	平成30年4月	1日	農産第	539号
改正	平成31年2月	13日	農産第	2255号
改正	令和4年4月	1日	園農第	186号
改正	令和5年7月	7日	園農第	799号
改正	令和6年8月	30日	園農第	1643号

### 第1 目的

主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。）の種子（以下「主要農作物種子」）の安定的な供給を図り、もって本県の主要農産物種子の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

### 第2 主要農作物の種子の安定供給を図るための組織

県は、佐賀県主要農作物種子協会（以下「種子協会」という。）を主要農作物種子の安定的な供給を図るための協議会と位置づけ、主要農作物種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うものとする。

種子協会とは、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- 1 年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
- 2 種子の生産流通に関する事項
- 3 種子の備蓄、残量処理、事故処理または災害対応に関する事項
- 4 種子生産の指導に関する事項
- 5 その他種子の安定的な供給に関する事項

### 第3 主要農作物採種計画の策定等

県は、主要農作物種子の安定的な供給のため、種子協会との協議により、以下の事項を内容とする主要農作物採種計画（以下「採種計画」という。）を定める。

- 1 主要農作物種子の需給の見通しに関する事項
- 2 第4に基づき行う主要農作物の原種および原原種（以下「原種等」という。）の生産に関する事項
- 3 第5に基づき行う主要農作物の一般種子（以下「一般種子」という。）の生産に関する事項
- 4 その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項

### 第4 原種及び原原種の生産

#### 1 対象品種

第7の2で奨励品種及び認定品種に決定された品種又は県が特に必要と認める品種から選定する。

## 2 生産方法

県は、採種計画に基づき、種子協会と連携し原種等の生産に係る取組を行うものとし、一般種子生産ほ場において優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の確保を図るものとする。ただし、種子協会の構成組織である県が栽培面積を確保できない等やむを得ない場合に限り、種子協会は、原種の生産を農家へ委託すること（以下「委託原種」という。）又は他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができる。原種等の生産方法については、別記1のとおりとし、品質の確保については、第6に基づいて行うものとする。

## 第5 一般種子の生産

### 1 対象品種

第7の2で奨励品種及び認定品種に決定された品種又は県が特に必要と認める品種から選定する。

## 2 生産方法

県は、採種計画に基づき、種子協会と連携し、一般種子等の生産に係る取組を行うものとする。一般種子等の生産方法については、別記2のとおりとし、品質の確保については、第6に基づいて実施するものとする。ただし、他の都道府県と連携して種子生産を行う場合は、連携する都道府県それぞれが合意した役割分担に基づき、生産を行うものとする。

## 第6 原種等及び一般種子における品質の確保

原種等及び一般種子の品質の確保は、採種計画に基づき、審査対象となる種子の採種ほ場を特定したうえで、審査員等が従来の主要農作物種子法に位置付けられたほ場審査や生産物審査を実施することによって、種苗法（平成10年法律第83号）の生産等基準が出荷前の段階で遵守されていることを確認し、行うこととする。

### 1 原種等ほ場及び一般種子ほ場の特定

委託原種及び一般種子を生産する者（以下、「種子生産者」という。）は、県が原種及び一般種子を生産するほ場を特定することができるよう、生産する原種及び一般種子の種子生産ほ場（以下、「種子生産ほ場」）について「種子生産ほ場の申請書」（様式第1号）を種子協会へ申請するものとし、併せて、管轄する地域農業振興センターには申請書写しを提出する。種子協会は全ての申請書を取りまとめ、県に報告する。

### 2 審査員等

次に掲げる者のうちから、審査員は県が任命し、審査員の事務を補助する者（以下「審査補助員」という。）は県が委嘱することができる。

#### (1) 審査員

県の職員で農業振興センター及び農業試験研究機関の職員等、種子の生産等に関し必要な知識及び技術を有する者、又は県が開催する種子の生産等に関する研修等を受講し知識及び技術を習得した者。ただし、原種ほ等の審査員については、高度の知識及び技術を要

するので、原則として農業試験研究機関の職員とする。その他県が適当と認める者。

## (2) 審査補助員

種子協会及び農業団体等の職員で種子の生産等に関し必要な知識及び技術を有する者。審査補助員は、3の審査に関する事項の連絡調整、審査の補助（審査結果の記録、ほ場審査結果の取りまとめ）及び生産物審査証明の交付等に加えて、審査員からの指示に基づくほ場審査を行う。ただし、そのほ場審査結果の妥当性については、審査員が判定することとする。

## 3 原種等及び一般種子のほ場審査及び生産物審査

### (1) 審査の定義

ほ場審査とは、審査員が変種の農作物、異品種の農作物、異種類の農作物及び雑草の混入程度、病害虫及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況を審査するものとする。

生産物審査とは、審査で合格したほ場で生産された種子の発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度を審査するものとする。

ほ場審査及び生産物審査の審査基準及び方法については、別記3のとおりとする。

### (2) 種子生産者の義務

種子生産者は、審査員及び審査補助員の指示に従い、ほ場審査を受けなければならない。この場合、種子生産ほ場に「種子生産ほ場に設置する標札又は標柱の様式」（様式第2号）を参考として標札又は標柱の設置を行うものとする。

### (3) ほ場審査の報告及び生産物審査証明書

審査員は、ほ場審査結果の記入された「ほ場審査野帳」（様式第3号）を合否判定の重要な資料とし、「ほ場審査結果報告書」（様式第4号）を種子協会に報告するものとし、併せて、管轄する農業団体に報告書写しを提出する。種子協会は全ての報告書を取りまとめ、県に報告する。

審査員は別記3に定めた審査の基準に適合すると認めるときは、「生産物審査結果報告書」（様式第5号）を農業団体、種子協会及び園芸農産課へ報告するとともに、種子の包装ごとに「生産物証明書」（様式第6号）を表示する。

## 第7 奨励品種の決定

県は、県内での作付けを奨励すべき主要農産物の優良な品種（以下、「奨励品種」）を選定するための調査を行い、その結果に基づき以下の手順を経て奨励品種を決定する。

### 1 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定するための決定基準については別記4のとおりとする。

### 2 奨励品種選定委員会

奨励品種の決定に当たっては、佐賀県主要農作物奨励品種選定委員会（以下、「選定委員会」）を開催し、その意見を聴くものとし、選定委員会の設置においては別に定めるところによる。

### 3 奨励品種の決定調査

奨励品種を決定するための決定調査方法については別記5のとおりとする。

#### 第8 災害等緊急時の種子確保対策

災害等により必要種子量の確保が困難な場合は、品種の来歴が明確で、被害量が少ない一般ほ場であって、前項の検査に準じて検査を行うことで準種子を確保できるものとする。また、生産物審査によって、種子の品質が種苗法の基準に適合すると見込める場合には、ほ場検査を省略することができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月13日より適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月7日より適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月30日より適用する。

## 別記4

### 主要農作物奨励品種の決定基準

基本要領第7の1の主要農作物奨励品種決定基準は、次のとおりとする。

#### 1 奨励品種の採用基準

- (1) 奨励品種の採用にあたっては、次のいずれかの基準を満たすものとする。
- ア 収量・病害虫抵抗性・品質・その他の栽培上の重要な特性及び、生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（対照品種）と比較して明らかに優れていると認められること。
  - イ 収量・病害虫抵抗性・品質・その他の栽培上の重要な特性、または生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。
  - ウ 主要農作物の振興に極めて重要な品種であり、且つ県下全域を対象に普及面積がその種類の作付面積の3%以上見込まれる品種。
- (2) 認定品種の採用にあたっては、次のいずれかの基準を満たすものとする。
- ア (1) ア及びイの条件を満たすこと。
  - イ 地域の環境条件や特定の需要に応じ、栽培が必要と認められる品種で、他に適当な代替品種がなく特段の事情があつて、種子生産が必要な品種。

以上の区分は、広義にはいずれも「奨励品種」であるが、「認定品種」については作付が地域限定的であるため、優良種子の確保の観点から当該品種の原種生産を作付地域で行うものとする。

#### 2 奨励品種の廃止基準

奨励品種採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、奨励品種を廃止することができる。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、前述基準を満たさない場合。
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3) 当該品種にかかわる作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- (4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合。
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合。

## 佐賀県主要農作物奨励品種選定要領

平成31年1月30日農産第1921号

令和4年12月20日園農第2018号

### (目的)

第1条 この要領は、佐賀県主要農作物種子生産基本要領第7の2の規定に基づき、主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。)の奨励すべき品種(以下「奨励品種」という。)の種子生産及び普及を促進するため、奨励品種の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選定委員会の設置)

第2条 県に普及すべき優良な品種を選定するために、佐賀県主要農作物奨励品種選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

- 2 選定委員会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、農業者の組織する団体関係者、民間の品種育成関係者、学識経験のある者、農産物の需要者および消費者の組織する団体関係者等のうちから農林水産部長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (協議内容)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- 1 奨励品種の決定基準に関する事項
- 2 奨励品種の決定及び廃止に関する事項
- 3 前各号に掲げるもののほか、奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

### (会長及び副会長)

第4条 選定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、農林水産部園芸農産課において処理する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月30日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月20日より改正する。